

# 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得に係る個人住民税の算定について

- ◆ 特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得については、納税者の意思により、①申告不要、②総合課税(特定配当等に係る所得のみ)、③申告分離課税を選択することが可能。
- ◆ ②総合課税又は③申告分離課税を選択する場合、地方税法の規定により、納税通知書が送達される時までに、所得税の確定申告書又は住民税申告書の提出が必要。

## 【申告書等の提出状況】

